

# 障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会との協議日程表

日時：平成30年12月17日(月)13時00分～15時00分 場所：中央区役所703・704会議室

項目数

	項目	回答局	回答P
<障害者 総合支援法> 20	災害による事業所の損壊やライフラインの停止などで事業所を休所せざるを得ないとき、報酬減を補填する等の救済策を大阪市として講じてください。	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課	40
<障害者 総合支援法> 22	障害支援区分について、認定調査員への研修を徹底し、調査員によって障害支援区分に差異が生じないようにしてください。	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課	42
<障害者 総合支援法> 23	大阪市が障害支援区分ごとに設けている「居宅支援決定基準」を撤廃し、一人ひとりの必要に応じて支給時間を決定してください。	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課	43
<障害者 総合支援法> 24	障害者・高齢障害者が利用できる生活施設・入所施設を整備してください。医療的ケアを含めた重度の方が安心して利用できる暮らしの場を市の責任で整備してください。	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 福祉局 障がい者施策部 障がい支援課	44
<障害者 総合支援法> 26①②③④	グループホームの土地・建物の購入・建設及び改修について、設備整備補助を拡充してください。 ①高齢化・重度化などにより介護度が高くなる利用者が安心して生活できるよう、建物改修や備品購入などの補助額及び適用箇所数を拡充してください。 ②スプリンクラーや自動火災報知機等の設置については、その費用の全額が補助金で交付されるよう国に強く要望するとともに、大阪市としても支援策を講じてください。 ③賃貸物件のグループホームが、消防法による対応で運営に支障をきたすことがないように、大阪市として必要な手立てを講じてください。 ④市営住宅の消防設備については、設置から維持・保守まで、すべて大阪市の責任で行ってください。	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課	49・50
<障害者 総合支援法> 27①	自立生活援助が適用されることによって、利用者本人の意向に反してグループホームを退去させられることのないようにしてください。	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課	51
<障害者 総合支援法> 27②③④⑤	②「日中支援体制加算(Ⅰ)」について、平日のみが対象であること、利用者が2名であっても1名分しか算定されないことなど、きわめて不十分です。グループホームでの日中支援が安定的に行えるよう、その改善を国に強く要望するとともに、大阪市として必要な支援策を講じてください。 ③土・日・祝日や災害等による日中支援事業所の休所、急病などで、利用者が日中をグループホームで過ごす必要がある場合に、十分な支援を行うことができるよう制度の拡充を国に強く要望するとともに、大阪市として独自の補助制度等を設けてください。 ④社会的入院の解消について、グループホームを利用する場合日中活動の場も合わせて利用できるようにしてください。また、地域移行が円滑に行えるよう十分な移行期間を設けてください。 ⑤夜間支援体制加算について、障害支援区分を算定基準にせず、支援対象者の人数で算定するなど、到底重度や高齢の利用者の支援が十分にできる内容ではありません。必要な職員配置を行えるように、制度の拡充を講じるよう国に強く要望してください。	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課	52
<障害者 総合支援法> 27⑥	グループホーム利用者の通院介護に、必要に応じて移動支援のヘルパーを利用できるようにしてください。通院介護によるヘルパーは慢性疾患の定期通院や月2回などの利用制限があり、突発的な病気や怪我などのときには利用できません。利用内容や回数を拡充してください。	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課	53
<障害者 総合支援法> 27⑦	グループホーム利用者がホームヘルパーを利用できるよう、国に強く要望するとともに、大阪市として必要な支援策を講じてください。	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課	54
<障害者 総合支援法> 27⑧	新たに設けられた日中サービス支援型グループホームについて、重度の障害をもつ利用者も含めて支援できるよう、報酬単価を再度見直してください。	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課	55

<p>&lt;障害者 総合支援法&gt; 28①②③④</p>	<p>短期入所(ショートステイ)事業がより利用者の実態に対応したものになるように大阪市独自の支援策を講じてください。</p> <p>①ショートステイがいつでも利用できるよう設置個所を増やす対策として、グループホーム整備費及び設備整備費と同様の補助金制度を創設してください。</p> <p>②緊急時に利用できるように、緊急枠として空床を確保することに対する補助金制度を創設するなどの措置を講じてください。</p> <p>③各行政区に利用相談窓口を設置し、利用手続きなどがスムーズに行えるよう支援策を講じてください。</p> <p>④強度行動障害の利用者が安心して利用できるよう、職員加配等の支援策を講じてください。</p>	<p>福祉局 障がい者施策部 障がい支援課</p>	<p>56</p>
---	--	---------------------------	-----------